

企業内労働者代表の課題と展望－従業員代表法制の比較法的検討－

[研究メンバー]

主査 大内伸哉 神戸大学助教授	
奥田香子 京都府立大学助教授	竹地 潔 宮崎大学専任講師
川田琢之 東海大学専任講師	橋本陽子 学習院大学助教授
研究協力者 小西康之 明治大学助手	中村涼子 東京大学大学院博士課程
奥野 寿 東京大学大学院助手	黒田有志弥 東京大学大学院修士課程
中野妙子 東京大学大学院助手	中益陽子 東京大学大学院修士課程
渡邊絹子 東京大学大学院博士課程	永野仁美 東京大学大学院修士課程

[報告書目次]

第 1 編 問題の所在	第 3 編 検討
第 1 節 労働者代表をとりまく問題状況	第 1 章 労働者代表モデル
第 2 節 過半数代表制と労使委員会	第 2 章 憲法と労働者代表
第 3 節 従業員代表制	第 3 章 従業員代表制の立法化の可能性
第 2 編 比較法的分析	第 4 編 まとめ
第 1 章 労働者代表制	
第 1 節 総説	
第 2 節 各国	
第 3 節 分析	
第 2 章 労働法規制の弾力化と労働者代表	
第 1 節 総説	
第 2 節 各国	
第 3 節 分析	

[内容要旨]

日本型人事管理のあり方が大きく変貌しようとしている今日、労働者の利益を代表する労働者代表の果たすべき役割は、その重要性がますます高まっている。

しかし、最も典型的な労働者代表である労働組合は、衰退傾向にあり、労働組合が必ずしも使用者と十分に対抗できるだけの力を有しているわけではない。一方、現行法上認められている、労働者代表制度としての過半数代表制度（労働基準法）にしても、その選出方法などについて法律は十分な規制を行ってきっておらず、現状では必ずしも望ましい労働者代表としては機能していない。さらに、1998 年の基準法改正で、新たに労使委員会の設置を定めている。

以上のような現状を踏まえると、今日、企業内における労働者代表のあり方は、抜本的な見直しが求められているといえる。本調査研究は、このような見直し作業のために必要な基本的な情報を集めて分析を行い、将来の議論のたたき台を提供することを目的として行ったものである。

1 問題の所在

第1部は、日本法における問題状況の把握に関する部分である。ここでは、まず、日本での労働組合の代表のあり方がどのようになっているのか、という点を主として法制度的な観点から分析し、続いて、労働基準法上の過半数代表制と労使委員会制度の分析を行った。そのうえで、いくつかの実態調査を利用して、従業員代表の実態に関する把握を試みた。

さらに、従業員代表制に関する具体的な立法論を展開されている文献のうち、ここでは特に代表的な三つの論文（西谷敏「過半数代表と労働者代表委員会」日本労働協会雑誌 356号（1989年）、毛塚勝利「わが国における従業員代表法制の課題」日本労働法学会誌 79号（1992年）、榎井常喜「労働者保護法と『労働者代表』制—その立法論的検討—」伊藤博義・保原喜志夫・山口浩一郎編『外尾健一先生古稀記念・労働保護法の研究』（1994年））をとりあげ、その紹介と分析を行った。

2 比較法的分析

第2部は、外国法の状況の把握に関する部分である。

まず、資料により、諸外国の労働者代表システムについての全体像を把握することを試みた。報告書では、特に日本法との関係で参考となる点が多いと考えられる、アメリカ、イギリス、イタリア、スウェーデン、スペイン、ドイツ、フランス、EUに限定して紹介、分析を行っている。

続いて、労働者代表の機能面での分析をするべく、特に労働法規制の弾力化のためにはたしている役割について、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの状況について紹介し、分析を行った。

3 検討

第3部は、日本法における従業員代表法制のあり方について、法理論的な観点から分析を行った部分である。

そこでは、まず第2部において行った比較法的分析をふまえて、日本法においてありうる労働者代表モデルを提示し、それを、憲法論の観点から規範的に検討するというアプローチをと

った。具体的には、労働者代表の典型として労働組合を想定する法制度をとりながら、従業員代表制を立法化する余地がどこまであるのかを検討した。その際、憲法レベルで保障されている団結権とは、どのような権利であるのか、また従業員代表法制の憲法上の位置づけをどのように考えればよいのか、という点を明らかにするために、このテーマに関する代表的な文献を三つ（沼田稲次郎「団結する権利の基礎」『沼田稲次郎著作集第3巻』（1976年、労働旬報社）、西谷敏『労働法における個人と集団』（1992年、有斐閣）の第2章、小嶋典明「労使自治とその法理」日本労働協会雑誌333号（1987年））とりあげ、その紹介と分析も行った。

さらに、労働者代表制として、アメリカのような排他的交渉代表モデルを導入しようとした場合に生じてくる少数組合の法的位置づけという問題についても、現行法上の判例や学説もふまえて検討の俎上にのせた。最後に、以上の分析をふまえたうえで、いかなる従業員代表の立法化が可能かについての検討を行った。